

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和２年６月１６日（火）

（案件名）

- ・ 令和２年度における当せん金付証票の発売許可について
（ハロウィンジャンボ・ハロウィンジャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

南里課長補佐（内２３３９４）

令和2年度における当せん金付証票の発売許可について

令和 2 年 6 月
自治財政局 地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団 体 名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	889,954	595,004	48,000	643,004	246,950
ドリー ム ジャン ボ	54,000	54,000	0	54,000	0
ドリー ム ジャン ボ	36,000	36,000	0	36,000	0
ドリー ム ジャン ボ ミニ	18,000	18,000	0	18,000	0
サ マ ー ジャン ボ	87,000	87,000	0	87,000	0
サ マ ー ジャン ボ	63,000	63,000	0	63,000	0
サ マ ー ジャン ボ ミニ	24,000	24,000	0	24,000	0
ハ ロ ウィン ジャン ボ	48,000	0	48,000	48,000	0
ハ ロ ウィン ジャン ボ	33,000	0	33,000	33,000	0
ハ ロ ウィン ジャン ボ ミニ	15,000	0	15,000	15,000	0
年 末 ジャン ボ	183,000	0	0	0	183,000
年 末 ジャン ボ	132,000	0	0	0	132,000
年 末 ジャン ボ ミニ	51,000	0	0	0	51,000
バ レン タイン ジャン ボ	42,000	0	0	0	42,000
バ レン タイン ジャン ボ	27,000	0	0	0	27,000
バ レン タイン ジャン ボ ミニ	15,000	0	0	0	15,000
通 常 く じ	53,950	32,000		32,000	21,950
数 字 選 択 式 宝くじ (ナンバ ー ズ)	86,254	86,254		86,254	0
数 字 選 択 式 宝くじ (ミ ニ ロ ト)	28,935	28,935		28,935	0
数 字 選 択 式 宝くじ (ロ ト 6)	163,856	163,856		163,856	0
数 字 選 択 式 宝くじ (ロ ト 7)	127,077	127,077		127,077	0
数 字 選 択 式 宝くじ (ビ ン ゴ 5)	15,882	15,882		15,882	0
東 京 都	10,300	4,960		4,960	5,340
関 東 ・ 中 部 ・ 東 北 自 治 宝くじ 事 務 協 議 会	37,800	17,500		17,500	20,300
近 畿 宝くじ 事 務 協 議 会	12,000	5,550		5,550	6,450
西 日 本 宝くじ 事 務 協 議 会	16,500	7,900		7,900	8,600
栃 木 県	10,500	6,000		6,000	4,500
合 計	977,054	636,914	48,000	684,914	292,140

2 当せん金付証票法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回 数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第855回	33,000	300	300	ドリームジャンボ R2.9.23～R2.10.20	100

●当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証票の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証票の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証票に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票については、一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証票が加算型当せん金付証票である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証票の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証票を発売することができる。

ハロウィンジャンボ宝くじの概要

	令和元年度		
		うち ハロウィンジャンボ	うち ハロウィンジャンボミニ
発売計画	390億円	270億円	120億円
発売実績 (発売計画 消化率)	317億円 (81.3%)	227億円 (84.1%)	90億円 (75.0%)
証票金額	—	300円	300円
発売期間	R1.9.24～10.18(25日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	3億円×8本 (1億円×16本)	2,000万円×16本 (500万円×32本)



	令和2年度		
		うち ハロウィンジャンボ	うち ハロウィンジャンボミニ
発売計画	480億円	330億円	150億円
証票金額	—	300円	300円
発売期間	R2.9.23～10.20(28日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	3億円×11本 (1億円×22本)	1,000万円×50本

ハロウィンジャンボの賞金体系

令和元年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	300,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	5,000,000	2
3等	1,000,000	100
4等	100,000	2,000
5等	3,000	100,000
6等	300	1,000,000



令和2年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	300,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	5,000,000	2
3等	1,000,000	100
4等	10,000	20,000
5等	3,000	100,000
6等	300	1,000,000

ハロウィンジャンボミニの賞金体系

令和元年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	20,000,000	4
前後賞	5,000,000	8
2等	1,000,000	200
3等	100,000	4,000
4等	10,000	10,000
5等	3,000	100,000
6等	300	1,000,000



令和2年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	10,000,000	10
2等	50,000	400
3等	10,000	100,000
4等	300	1,000,000